

令和7年度

# 空き家を除却するための費用を補助!

太田市では空き家所有者の自発的な除却及び土地の利活用を促進し、地域の活性化を図るため、空き家の除却に要する費用の一部を補助します。(予算は概ね120件分)

**最大50万円**



## 対象となる空き家

市内に所在する概ね1年以上居住その他の使用実態がない、個人が所有する一戸建ての専用住宅もしくは併用住宅(居住用の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの)または長屋

## 対象者(申請者)

過去にこの補助金を利用したことがなく、申請者とその世帯全員に市税等の滞納がない、次の①または②に該当する方

① 空き家の所有者または相続人

② 上記①の同意を得た敷地の所有者

※1 法人、暴力団及び暴力団員もしくはそれらの者と関係を有する方は、補助の対象者とはなりません。

※2 次に該当する場合は、除却についての同意書が必要となります。

・空き家に共有者または相続人がいる場合

・空き家に所有権以外の権利の設定がある場合

・長屋の住戸を除却するとき、除却する住戸の他に住戸所有者がいる場合

詳しくは、裏面の【補助金の交付申請をするとき】をご参照ください。

※3 空き家の所有者(申請者)とその敷地の所有者が別の場合は、必ず敷地所有者に除却についての同意を得てから申請をしてください。(同意書不要)

## 対象となる工事

① 空き家の全部を除却する工事

② 市内に事業所を有する個人事業主または市内に本社や本店を有する法人で、解体工事に必要な建設業法の許可または建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けた者による工事

※ 次に該当する工事は、補助の対象とはなりません。

・補助金の交付決定前に着手した工事

・物置や倉庫等として利用している空き家を除却する工事

・他の制度等による補助金の交付を受けようとする工事

・公共事業による補償対象となっている空き家を除却する工事

## 補助金額

次の①・②・③のうち最も少ない額

① 補助対象工事費(右に記載の工事費を除く)×1/2

② 延べ床面積(m<sup>2</sup>)×13,000円×1/2

③ 50万円(補助金限度額)

## 対象にならない工事

・倉庫、車庫、門扉、塀、立ち木等の除却工事

・家財道具、敷地の残置物等の動産撤去処分

・給排水管、給湯器、太陽光パネル等の撤去

・諸経費(重機回送費を除く)等

【申請受付期間】 令和7年4月15日(火)から令和7年9月30日(火)まで

※1 ただし予算(概ね120件分)に達した時点で受け付けを終了します。

※2 申請は、必要書類が全て揃っていることを確認した後に受け付けます。

【問い合わせ先】

太田市役所 都市政策部 まちづくり推進課(市役所7階) 電話 0276-47-1843

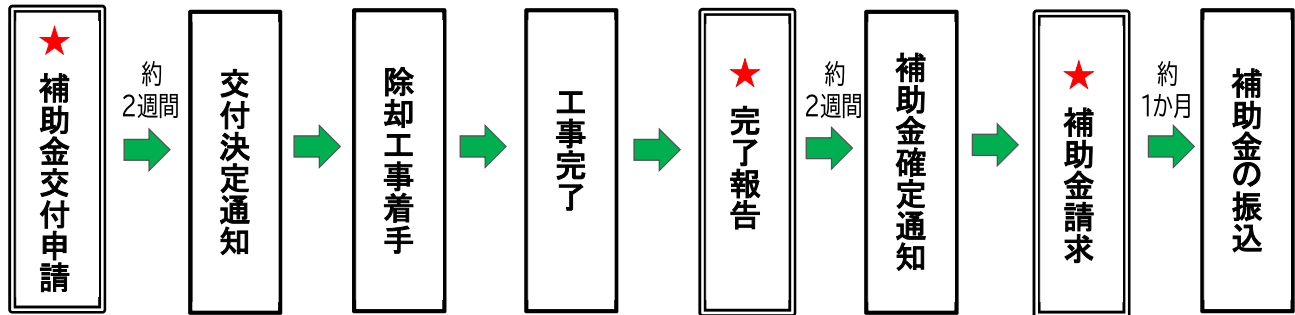
ホームページは  
こちら↓



## 手続きの流れ



★ は申請者が行う手続き



## 手続きに必要な書類

交付決定日から4か月を経過する日、または  
令和8年2月末日のいずれか早い日までに提出

### ★【補助金の交付申請をするとき】

- ☐ 空家除却補助事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ☐ 空き家の位置図(空き家の場所が分かる案内図)及び現況写真(空き家の全景が確認できるもの)
- ☐ 施工業者から補助金申請者あての工事費の見積書の写し(内訳明細のあるもの)
- ☐ 空き家の登記事項証明書(未登記の場合は、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は課税物件照合票(様式第2号))
- ☐ 施工業者の建設業法(土木工事業、建築工事業、解体工事業)の許可又は建設リサイクル法の登録を受けたことを証する書類の写し
- ☐ 空き家であることを確認できる書類(申請日までの水道や電気の過去1年分の使用量等)
- ☐ 暴力団排除に関する誓約書

#### 以下は該当する場合に必要な書類

- ☐ 空き家に所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の除却についての同意書及び印鑑登録証明書
- ☐ 共有者または相続人が複数いる場合は、申請者以外のそれらの者全員の除却についての同意書及び印鑑登録証明書
- ☐ 長屋の住戸を除却する場合は、他の住戸の所有者の除却についての同意書
- ☐ 敷地の所有者が申請する場合は、空き家の所有者または相続人の除却についての同意書及び印鑑登録証明書
- ☐ 所有者と相続人の関係が確認できる戸籍謄本(所有者(被相続人)の出生から死亡までの戸籍謄本)
- ☐ 併用住宅の場合は、居住用の床面積が延べ床面積の1/2以上であることを確認できる図面

※ 同意書は自由書式です。参考書式が必要な方は、まちづくり推進課までお声がけください。

### ★【完了報告をするとき】

- ☐ 空家除却補助事業完了報告書(様式第7号)
- ☐ 工事費に係る領収書の写し(申請時の見積額と領収書の額が違う場合には請求明細書を添付してください)
- ☐ 工事完了後の写真
- ☐ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票(E票が提出できない場合はA票)の写し(施工業者から取り寄せてください)

※ 産業廃棄物管理票の事業場の所在地は補助対象空き家の所在地と同一であること、排出事業者は補助金交付申請書の工事施工業者欄に記載してある業者であること。

### ★【補助金の請求をするとき】

- ☐ 補助金交付請求書(様式第11号)

※ 申請書等は まちづくり推進課、各行政センター、東・西サービスセンターで配布している他、市のホームページからダウンロードすることもできます。

注 ■ 完了報告書は、交付決定通知日から4か月を経過する日、または交付決定年度の2月末日の、いずれか早い日までに提出してください。期限までに完了報告書が提出できない場合は、事前にまちづくり推進課までご連絡ください。(提出期限を過ぎた場合は補助金交付決定を取り消すことがあります)

■ 補助金の申請は、1申請者1回に限っております。複数回の申請はできません。

■ 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、全額又は一部を返還していただきます。